

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案等に対する意見募集の結果について

平成21年11月20日
安全保障貿易審査課

①「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案
・IVの2 特定子会社包括許可の対象となる子会社

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	<p>特定子会社包括の対象となる子会社が包括取扱要領Ⅳの2で定義されているが、唐突に「企業」という用語が使われている。Ⅳの2において子会社が定義される場所、「企業」ではなく、「子会社」という用語を用いて頂きたい。</p> <p><御意見>当該企業の過半数の株式を所有する居住者が存在し、かつ、他の株式を保有する者がすべて居住者である企業であって、貨物の最終需要者又は技術を利用する企業子会社(以下、「A種特定子会社」という。)</p> <p>(注)見え消しはパブリックコメント案、下線部分は御意見(以下同じ)。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>当該企業の過半数の株式を所有する居住者が存在し、かつ、他の株式を保有する者がすべて居住者であって、貨物の最終需要者又は技術を利用する者(以下、「A種特定子会社」という。)</p>
2	<p>包括許可取扱要領Ⅳの(2)で定義される輸入者について、A種特定子会社との関係を規程すべきと考える。</p> <p><御意見>当該企業の過半数の株式を所有する居住者が存在し、かつ、他の株式を保有する者がすべて居住者である企業であって、A種特定子会社を最終需要者とする貨物の輸入者又は技術の提供を受ける企業A種特定子会社を技術の利用する者とするための取引の相手方である子会社(以下、「B種特定子会社」という。)</p>	1	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>当該企業の過半数の株式を所有する居住者が存在し、かつ、他の株式を保有する者がすべて居住者であって、A種特定子会社を最終需要者とする貨物の輸入者又はA種特定子会社を技術の利用する者とするための取引の相手方である者(以下、「B種特定子会社」という。)</p>
3	<p>包括許可取扱要領Ⅳの(3)に定義される「実質的に同等と認められる子会社に孫会社も含まれることを定義いただきたい。</p> <p><御意見>当該企業の株式の所有状況等について、(1)又は(2)と実質的に同等と特に認められる企業子会社(孫会社を含む)(以下、貨物の最終需要者となる企業又は若しくは技術を利用する企業子会社についてはA種特定子会社、又は輸入者となる企業若しくは技術の提供を受ける企業取引の相手方となる子会社についてはB種特定子会社に読み替える)。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。なお、実質的に同等と認められる者であれば、A種又はB種特定子会社の子会社も含まれますが、「孫会社」の態様については、出資形態等により千差万別であり、本規定で詳細に記載することは適当ではないため、別途お知らせ等において周知する予定です。</p> <p>当該企業の株式の所有状況等について、(1)又は(2)と実質的に同等と特に認められる者(以下、貨物の最終需要者又は若しくは技術を利用する者についてはA種特定子会社、又はA種特定子会社を最終需要者とする貨物の輸入者若しくはA種特定子会社を技術の利用する者とするための取引の相手方となる者についてはB種特定子会社に読み替える)。</p>

・IVの3 特定子会社包括許可の申請者

4	<p>「包括許可について(運用のための輸出注意事項)」のパブリックコメント案では、申請者の要件として、「子会社の指導・監督を行うこと」と同様に「子会社の実地の監査を行うこと」が要件とされており、同様の規定を包括許可取扱要領においても規定すべきである。具体的には、包括許可取扱要領Ⅳの3(1)及び(2)の「株式の過半数を有する者」に、「監査を実施する者であること」も付け加えて頂きたい。</p>	1	御意見のとおり修正いたします。
5	<p>現行の特定包括許可においては最終需要者の誓約書を求められるだけであるのに対し、管理・監督を徹底しやすい子会社に対する包括許可において監査まで求める必要はなく、監査要件は削除いただきたい。</p>	1	<p>特定包括許可が、実績のある特定の貨物・役務についてのみ包括的な許可を認めるものであるのに対し、特定子会社包括は、実績のあるなしに関係なく、幅広い貨物について包括的な許可を認めるものであるため、申請者(親会社)の子会社に対する監査要件は必要と考えております。</p>
6	<p>親会社と海外子会社(孫会社)間の資本関係は、親会社からの出資のみならず、国内子会社や別の海外子会社からの出資等複雑な場合があり、社内管理の指導・監査の責任の所在の形態は複雑多岐にわたっております。従って、いくつかの例示を示されないと特定子会社包括許可の申請可否の判断に苦しみことになります。</p>	1	<p>親会社と子会社(孫会社)の資本関係については、御指摘のとおり、複雑多岐に渡り、包括要領で定める以外の例については、個別に判断する必要があると考えております。いずれにせよ、出資形態が複雑な場合については、申請者と子会社・孫会社との関係について個別案件毎に判断する予定です。具体的には申請を検討される段階で事前に安全保障貿易審査課に相談頂けますようお願いいたします。</p>

・IVの4 特定子会社包括許可の要件

7	特定子会社包括許可の対象となる技術について、設計及び製造技術を含めていただきたい。	1	設計及び製造技術については、一端提供されると、提供先において、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある貨物を製造することが可能となるため、個別に厳格に審査することが必要と考えているため、原案を維持します。
8	特定子会社包括の対象となる技術に設計又は製造技術が含まれない場合、それを明確化すべきと考えます。	1	御意見のとおり修正いたします。

・IVの10 特定子会社包括許可の有効期限

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
9	特定包括許可要領IVの3「特定子会社包括許可の申請者」によると、①「(2)の申請者(B種特定子会社の株式の過半数を有する者)」は、「(1)の申請者(A種特定子会社の株式の過半数を有する者)」の同意、②「(3)の申請者」は、「(1)の申請者」及び(場合により)「(2)の申請者」の同意が必要になる。つまり、「他の特定子会社包括許可の存在」が前提条件になるということだと思います。この場合、(2)及び(3)の申請者が許可を得る場合の有効期限は、「前提条件となる他の特定子会社包括許可」の有効期限の範囲に限定されるのでしょうか。それとも、申請時点で、「前提条件となる他の特定子会社包括許可」が存在すればよく、有効期限については、別途3年間の許可が得られるのでしょうか。	1	「前提となる他の特定子会社包括許可」の有効期限の範囲内にすることを考えております。(理由)特定子会社包括許可について、他の申請者の同意が必要な場合、他の申請者が取得した特定子会社包括許可の対象(A種特定子会社又はB種特定子会社)とするため、有効期限については、他の申請者が取得した特定子会社包括許可の有効期限と合わせることとなります。従って、他の申請者が保有する特定子会社包括許可の有効期限が切れた場合、更新の必要があります。なお、申請前の事前同意については、保有する特定子会社包括許可の更新、変更、取消があった場合は、他の申請者は、同意を与える者に対し、その旨を遅滞なく、同意を与える申請者に連絡することも含まれます。

・別紙9、別紙10について

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
10	A種特定子会社又はB種特定子会社が申請者に提出する誓約書について、特定包括許可と同様に「包括許可について(運用のための輸出注意事項)」に定めるべきと考えます。また、申請者に対する誓約事項の管理の報告も誓約事項において、「年1回申請者に報告する」と定めるべきと考える。申請者は経済産業大臣から報告を求められたら、報告できる状態にしておくべきと考えます。	1	御意見のとおり修正いたします。

・様式7及び8について

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
11	特定子会社包括許可の対象は、最終需要者及び輸入者は限定されており、他の情報(買主、荷受人、経由地)を記載する必要がなく、様式から削除いただきたい。また、別紙にA種又はB種特定子会社を追加すると、最初の子会社に対する有効期間が切れても、追加のものは有効ということになったり、分割通数が異なった場合の扱い等官民ともに管理が煩雑になり、更新手続きも面倒になる、従って、別紙を削除し、許可を、1対1と見直していただきたい。	1	御意見のとおり修正いたします。

・包括許可要領について

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
12	本制度はリスト規制品目の許可制度の効率化であり、キャッチオール規制に係る品目が多くを占めている輸出者にとって、本制度の利便性の効果は殆ど期待できない。海外子会社については、核兵器等の開発等に使用あるいは利用される懸念が全くないにもかかわらず、第三者が必要者である場合と全く同様の社内審査等が義務づけられており、輸出業務の非効率化を招いている。従って、キャッチオール規制品目の輸出等に関する規制緩和の仕組みをご提案いただきたい。	1	自社の子会社向けの輸出案件が、第三者向け輸出案件と比し核兵器等の開発等の懸念がないものと判断される場合は、その点も踏まえ、自社内の審査を行っていただければと考えます。

②「包括許可について(運用のための輸出注意事項について)

・柱書きについて

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	「柱書き」に、「…又は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行なおうとする者若しくは特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、」を追加いただきたい。	1	御意見のとおり修正いたします。

・IV 特定子会社包括許可 1(特定子会社包括輸出許可の要件)及び2(特定子会社包括役務取引許可の要件)について

2	適格説明会の受講については、申請者の要件であり、包括許可について(運用のための輸出注意事項について)2に、「なお、申請者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講している者でなければならない。ただし天災その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。」を追加いただきたい。	1	御意見については、「包括許可要領」3.の申請者の要件及び「包括許可について」3.の申請に必要な書類(2)(二)に記載しております。
3	A種特定子会社又はB種特定子会社を追加を規定するIV特定子会社包括許可4(2)(ロ)中の④(申請者によるA種特定子会社又はB種特定子会社に対する監査実績を示す書類)と⑥(A種特定子会社又はB種特定子会社の株式の過半数を有する申請者が実施した会計監査及び輸出管理に関する監査を示す書類)の関係が不明確である。追加の特定子会社に対する監査実績だけならば、⑥だけで十分と思われる。また、監査の実施時期について、「申請前1年間において」と時期を明確化することも必要と考える。	1	包括許可要領に関する御意見(他の申請者が取得した包括許可の有効期限との関係:番号6)も踏まえ、同一許可省内に有効期限の相違する特定子会社包括許可を追加していくことは、変更や更新時に混乱を生じる可能も排除できないため、許可証については1契約に1つとすることとします。これにより、A種又はB種特定子会社を追加又は削除をする行為はなくなることから、これらを規定するIV特定子会社包括許可4(2)(ロ)及び(ハ)を削除します。

・IV 特定子会社包括許可 3(2)(ト)(特定子会社包括許可の申請のために申請者が提出する子会社の監査実績の書類)

4	適格説明会の受講実績は「申請前1年間において」と時期を明確化しており、同様に監査の実施時期についても、例えば「申請前1年間において」と明確化すべきである。また、監査の内容については、「輸出管理に関する監査」と会計監査を含まないことを明確化していただきたい。	1	御意見の踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「申請前18ヶ月前から申請前において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類申請」
---	--	---	---

・IV 特定子会社包括許可 5(2)(ヘ)(特定子会社包括許可の更新のための手続き時に申請者が提出する子会社の監査実績の書類)

5	申請者が子会社に対し実施する監査の時期を明確化し、「会計監査」を削除いただきたい。	1	御意見のとおり修正いたします。
---	---	---	-----------------

③「直線軸位置決め精度の申告値」について

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	2. "型式"の解釈(2)中、「位置決め精度を向上させる機能(フィードバック装置)を「直線軸の位置決め精度を向上させる機能(フィードバック装置、…」と変更いただきたい。	1	御意見のとおり修正いたします。
2	7. 申告値の有効期間に関し、申告値の有効期限内であれば、申告値は工作機械の製造時期とは関係なく、個々の位置決め精度の検査に代えて用いることができるものと理解いたしますが、この理解で宜しいでしょうか。	1	申告値の有効期限内であれば、工作機械の製造時期に関わらず、当該申告値を用いることが可能です。
3	8. 申告値の再提出に関し、申告値の再提出を有効期限の3ヶ月前からに限定せずに有効期限内であれば受け付けていただきたい。	1	既に提出されている申告値の有効期限3ヶ月以上前であっても、最新の生産号機の中から無作為に5台を選び測定された申告値であれば、受付いたします。なお、その場合、提出された申告値が受理された日から新しい申告値が有効となります。
4	10. 一覧表の提出に関し、別紙2の補正機能欄に記載されている「××熱変位補正」を、「××熱変位補正(直線軸の位置決め精度に影響ある場合)」のように変更していただきたい。	1	2. "型式"の解釈において定義したとおり、申告を求める補正機能は「直線軸の位置決め精度」ですので、熱変位補正についても、記載頂く必要があるのは、「直線軸の位置決め精度」に係わる補正機能のみを対象としており、原案のとおりとします。
5	10. 一覧表の提出の別紙2の補正機能欄に記載されている「◎製リニアスケール」「型式」に関し、リニアスケールの製造メーカーは精度も含む技術的内容に全く変更がないにもかかわらず、他の理由からスケールの型番を変える場合がある。このような場合、型番が変わっても精度的変更はないので、申告値再提出が要求されないよう配慮いただきたい。	1	型番が異なるスケールが既に申告値を提出したスケールと同じ精度を持つと証明されるためには、具体的に実測頂く必要があると考えます。従って、型番が異なるスケールを採用する場合には、実際に測定された実測値を再度提出頂く必要があります。なお、その場合、最新号機の5台で新たに測定頂く必要があります。
6	11. その他に関し、(3)の3行目「場合には、本通達施行後に提出された申告値を引き続き有効とみなす。」は、過去に受理済みの申告値を本通達施行後に改めて提出すれば、その申告値を引き続き有効とみなしていただけると理解いたしますが、この理解で宜しいでしょうか。	1	御指摘のとおりです。

④「輸出貿易管理令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物の輸出許可等に係る事前同意について」(お知らせ)について

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	「再起動」はNC装置の再起動、運転の再起動、電源の再起動等数々に解釈され、工作機械メーカーの対応に混乱を来すおそれがある。このため、記(3)の文中にある「再起動」を「工作機械の使用」に変更していただきたい。	1	御意見のとおり修正いたします。
2	記(4)の記述の以下の部分を訂正願いたい。 1行目:「…(2)③の事前同意を…」を「…(3)③の事前同意を…」 2行目:「大量破壊兵器通達別記4の1A③…」を「…大量破壊兵器通達別記4の1A(1)「需要者等の誓約書」③…」	1	御意見のとおり修正いたします。
3	移設検知装置を搭載した工作機械であって、既に許可を得て輸出済みのもの或いは既に輸出許可を取得済みのものについても、本通達の適用の対象として頂きたい。	1	既に輸出されている工作機械については、今後、当該輸出時に取得した誓約書に基づく経済産業大臣への再移転、再販売、再輸出の事前同意の申請の必要性が生じた際に、移設検知装置製造者の動作保証書と本通達で定める誓約書を改めて提出頂ければ、その時点より本通達を適用することとします。

⑤輸出者誓約書及び需要者誓約書における誓約事項の遵守について

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	<p>末尾の段落に「誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。」とありますが、どういう事象が生じ、どのような事態(基準・程度)になった時に需要者を公表するのか明示してください。また、需要者等ということですが、海外の需要先名だけが公表されるのでしょうか。</p>	1	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される場合には、需要者等について公表する場合があります。なお、需要者等の公表は、輸出者に対し、誓約書をよく説明していただくべき需要者に関する情報提供になると考えております。</p>
2	<p>誓約書の有効期限、又は失効する条件などを明示していただきたい。</p>	1	<p>誓約書は、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある貨物がそのようなおそれを使用されないための管理を需要者に誓約頂くものであり、当該貨物が政省令で定める性能を有する間は、輸出時に誓約された事項を遵守頂く必要があると考えております。</p>